

宇都宮むねやす後援会ニュース



頑固一徹

大洲市議会議員

宇都宮むねやす

2011年4月発行
第6号

●宇都宮むねやすホームページ
<http://muneyasu.net>

定例議会報告

保育所非正規職員の待遇改善図られる！

質問

昨年、9月議会では資格を持ち、保育業務に正規・非正規の区別はなく、非正規職員は1年任期を毎年更新して、結果として所得の格差が大きくなっており、「待遇改善を真剣に考えたい」との答弁があったが、議案説明の「嘱託職員として雇用し、待遇改善を図る」では、具体的な改善点が明確にされていない。

また、労働基準法上、雇者に通知すべき「労働条件通知書」の交付は行われているのか。

答弁

9月議会の答弁どおり、来年度より待遇改善を実施する。

新大洲市発足以降、保育所勤務が通算1年以上、一定の条件を満たす臨時職員を嘱託雇用（従来の日々雇用）とし、合わせて支給賃金のアップを図る。

通算勤務期間が4年以上の臨時職員は、賃金の格付をさらに上位に行い、経験年数にも配慮した措置を行う。

保育士・調理員、さらに6時間勤務の保育士・調理員につ

いても準じて改善する。

また、今回の措置に合わせて、施設等で1年以上勤務している臨時職員の処遇改善を図り、幼稚園・児童館・愛育ホーム等も同様に改善する。

雇用形態は、これまでの日々雇用（日給賃金）が、任用期間1年間の嘱託職員（月給賃金）となりま

す。

「臨時職員等任用願書」に基づき、辞令書の交付時に「任用条件通知書」を交付して疑義が生じないように努めたい。



小・中学校への障害者トイレの整備

質問

先日開催された「大洲市人権・同和教育研究大会」で、学校施設バリアフリー化の取り組みが発表され、大洲市は27校（73%）が改善されたとの報告があった。

しかし、小・中学校の「障害者トイレ」は、約半数の19校しか改善されておらず、その整備状況の遅れに驚ろかされた。

一般家庭の生活様式の変化に伴い、トイレの洋式化が着実に増加しており、「障害者トイレ」への改善は必然と考える。

また、災害時には、学校は災害時の避難施設となり、多くの高齢者や障害のある方を受け入れる重要な施設でもある。トイレの改善を今後の耐震化工事と併せることなく、早急な実施を求める。

答弁

県内の小学校約50%、中学校約66%に整備され、市もほぼ平均的な数値となっており、障害のある児童生徒の入学前に、障害の程度を勘案し、必要な設備の設置を行っている。

洋式トイレは全ての学校に設置しているが、約18%（189基/1019基）しかなく、和式が多い状況となっている。

災害時の避難所指定も含め、今後、障害者トイレや洋式化への改善を進めるが、費用等の観点から、学校施設の耐震化工事に併せて取替を実施したい。

なお、河辺小学校は耐震対策を必要としない為、「障害者トイレ」への改修を早急に実施する。

また、改修や耐震化工事が完了するまでの間、避難所における高齢者や障害のある方には、備蓄のポータブルトイレ（240台）の利用を予定している。

がんばろう
NIPPON
The Democratic Party of Japan
民主党



写真は東日本大震災の様子です。障害者用トイレがここでも求められています。民主党は一日も早い復興に全力を尽くします。

養護老人ホーム「清和園」の移転改築事業



質問

清和園は廊下も狭く、四畳半の居間に2名の入居者が生活されている。

防災面でも到底十分とは言えない状況であり、一刻も早い移転改築が求められる。

前回、「移転改築の方向で検討していく」との結論であったが、建設年度等その後の経過を明確に。また、平成23年度当初予算には、設置を義務付けられた「スプリングラー」の設置に係る経費」が計上されていない。火災発生時の対応策はどうなるのか。

答弁

清和園（築後37年）の老朽化は顕著で、移転改築を検討している。現在地及び隣接地が、地すべり防

止危険区域内であり、今後、改めて建設地の選定や、効果的な設備・運営方法等を検討したい。

養護老人ホーム建設には補助事業がなく、一般財源の対応となる。過疎債を活用し、市の財政状況や他の建設事業等との調整を図りたい。

スプリングラー設置は、大洲消防署との協議（建築構造・夜間の職員体制等）により、設置基準の

質問

大洲市の自主財源確保

市税滞納整理を推進する目的で、「愛媛地方税滞納整理機構」に職員（H18以降延べ3名）を派遣している。

負担金を伴う機構への徴収業務委託により、4年間で50%程度が徴収され、市側は「整理困難な滞納事案の解消と徴収確保で負担の公平性」を評価している。

しかし、機構は平成27年度に解消されるため、その後は、市の職員が直接差し押さえを実施できるノウハウと、レベルアップが必要となる。

機構への負担金や、派遣等の費用負担に対する派遣効果、成果及

特例（消防法施行令第32条…消防長が認めるときには適用しない）が認められたため予定していない。

訓練は火災想定避難訓練（年3回）、土砂災害想定避難訓練（年1回）を実施。隣接する社会福祉施設の職員支援を要請し、今年度以降も継続される。さらに隣接する施設に非常ベルを設置して通報強化を図っている。

び今後の方針を伺いたい。

次に、屋外広告物条例は「良好な景観・風致を維持し、公衆に危害を防止する」と定められ、また「手数料や使用料」は、市税と違い、交付税に影響を与えない貴重な自主財源となる。

昨年よりも手数料収入は増えつつあり、更なる財源確保や拡大に向け、広告主へのPRや、広告代理店へのアプローチ等、積極的な取り組みを望みたい。

また、公平性は行政に強く求められる。申請された物のみ徴収するのではなく、自ら徴収体制を整え、財源確保に努めるべきではないか。

答弁

滞納整理の実務能力向上に向け、滞納整理機構に3人の職員を派遣。H17年度以降、派遣職員や機構開催の研修会などを通じて研修を重ね、職場研修等で職員相互の能力向上に努めている。

また、平成19年度から独自の滞納処分を行い、滞納事案の解消に努めた結果、今年度までに、730万円（198件）を差し押さえにより徴収している。

費用対効果の観点から、滞納機構へ移管する事案の分析を行い、機構の徴収力をより効果的に活用する。今後、職

場内研修の充実や、事務処理要領等の拡充と更新を図り、更なるレベルアップに努めている。

大洲市屋外広告物条例（H18制定）は、一部の広告物を除き、事前申請と表示面積や種別に応じた手数料が必要で、許可期限は2年間となっている。また、2年毎に更新申請を行い、その都度許可手数料が納付される。

昨年度、屋外広告物の現状把握を行い、適正化指導を開始。指導の成果もあり、今年度は歳入予算額を大幅に超える歳入を達成した。広告主への公平性を確立する為、今後とも適正化等に努力したい。

弱者から見たトイレ利用

東日本大震災に見舞われた地域では、トイレが屋外にしかない事や、体育館内の段ボールで囲っただけの簡易トイレを使用しなければなら



そのため、プライバシーが守られなかったり、利用困難なことから、せっかく助かった命なのに、水分補給を控える事で死亡する二次災害死が多い（阪神大震災での教訓だった）。

※ ご意見・ご要望などがございましたら、お気軽にお声をかけてください。